

平安時代前期の邸宅遺構

—平安京跡右京一条三坊九町の邸宅から—

村田和弘

1. はじめに

今回のテーマとなる遺跡は、京都市北区大將軍坂田町29番地に所在する平安時代初期の邸宅遺構である。平安京跡右京一条三坊九町に相当する。現在、この地は府立山城高等学校の敷地となっている。

山城高校敷地内では、これまでに9次にわたる発掘調査が京都府教育委員会と(財)京都府埋蔵文化財調査研究センターによって実施されている。昭和54年度調査(第1・2次)^(注1)において、平安時代前期の大規模な建物群が検出された。中心的な建物と左右対称に列ぶ西脇殿2棟と東脇殿2棟が検出され、昭和55年度調査(第3～5次)^(注2)では、中心建物の北側で建物が確認され、中心建物を「コ」の字型に囲むような建物配置が確認され、建物群を囲う築地状の平坦地とその両側に溝が検出された。このことから、九町は一町分の敷地を占有する貴族の邸宅跡と考えられるようになった。検出された邸宅の中心建物部分は、昭和58年に府史跡に指定され、地下保存されている。その後、昭和59年度^(注3)と昭和63年度^(注4)に調査が実施された。

発掘調査によって、邸宅の「コ」の字に配置された建物が平安時代前期に営まれていた事が判明した。この建物配置は平安時代中期に成立すると言われる「寝殿造」に類似していることから、従来より多くの研究者によって「寝殿造の祖形」ではないかという評価がなされ、研究されてきた。

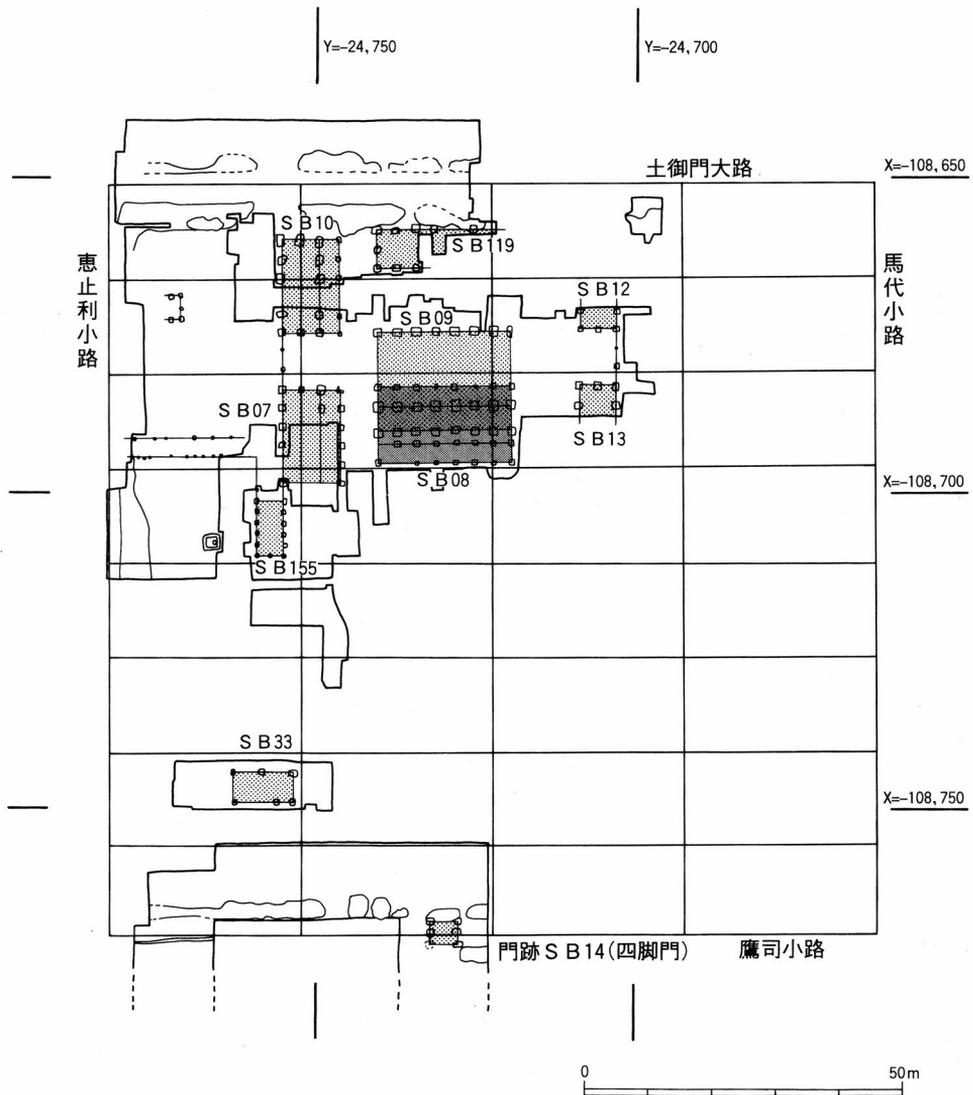
そして、初めての調査から20年の節目にさらなる成果が得られた。平成10・11年度(第8・9次)^(注5)に実施した九町の南辺部で南門跡(四脚門)と築地状の平坦地を検出した。これらの確認によって、邸宅の規模が1町分の敷地であったことが裏付けされた。

これまでの9次にわたる発掘成果と、これまでの邸宅跡についての研究成果を踏まえて、右京一条三坊九町の邸宅について、筆者なりに、この邸宅の「コ」の字の建物配置が「寝殿造の祖形」といわれるものなのか、平安時代前期における「寝殿造の祖形」とはどういったものであるのか考え、邸宅の様相を検討するとともに、問題点を整理してみたい。

2. 平安京跡右京一条三坊九町の邸宅跡

(1) 邸宅跡の概要

この右京一条三坊九町の邸宅跡は、過去7次にわたる発掘調査が実施されている。昭和54年度調査(第1・2次)において、平安時代前期の大規模な建物群が検出された。中心的な建物(正殿S B 09)と左右対称に列ぶ西脇殿2棟(S B 07・10)と東脇殿2棟(S B 12・13)が検出され、昭和55年度調査(第3～5次)では、中心建物の北側で建物(S B 119)が確認され、中心建物を「コ」の字に囲むような建物配置が確認され、建物群を囲う築地状の平



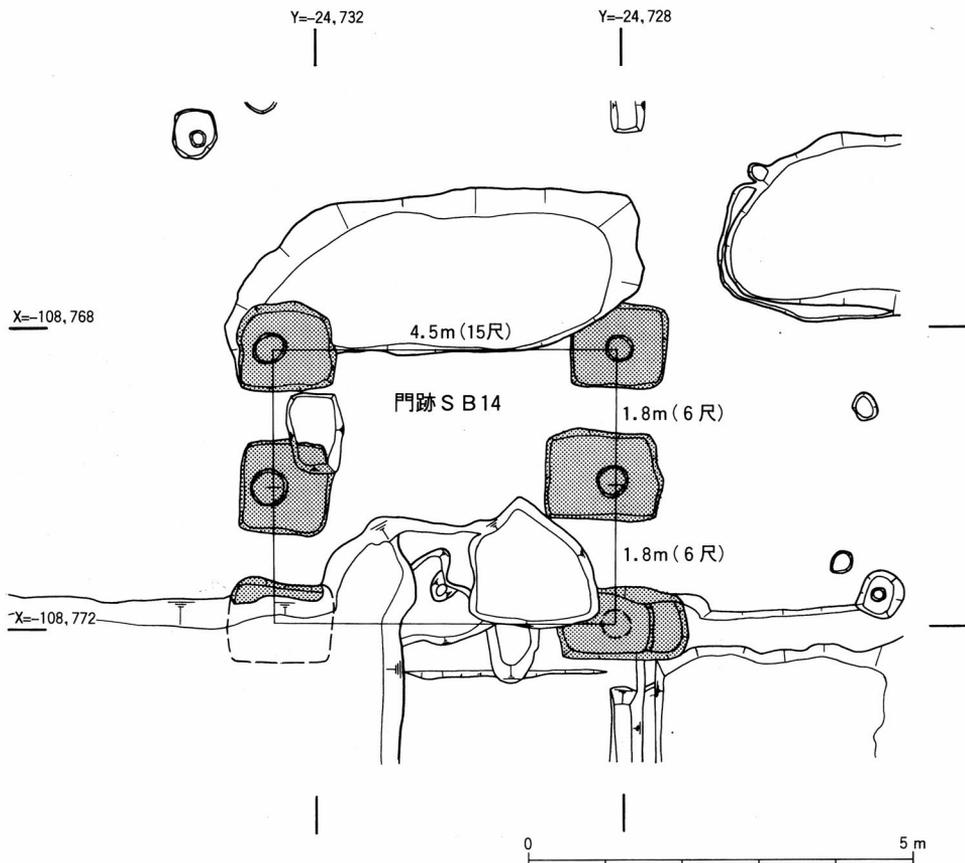
第1図 右京一条三坊九町邸宅建物配置図(S=1/1,200)

垣地とその両側に溝が検出された。このことから、九町は一町分の敷地を占有する貴族の邸宅跡であると推定された(第1図)。

邸宅の造営時期は、平安京遷都直後(794年以後)に条坊にしたがって建物などが建てられている。これまでの成果から、建物S B 08は邸宅の建物群が「コ」の字に配置される以前に先行して建てられた建物で、平安造営の初期(8世紀末)にあたる。その後、邸宅の建物群が建てられたが存続期間は短く、9世紀初頭までであったと考えられる。その後は邸宅の建物群は解体もしくは廃絶した後に、条坊に沿って9世紀後半～9世紀末頃に新たに建物などが建てられる。

(2) 検出した四脚門

門跡S B 14は、邸宅の中心建物(S B 09)の中軸南延長線上の九町南限で検出した(第2図)。方形を呈する6基の柱穴は、柱穴の配置からみて四脚門であると判断した。門の規模は、桁行1間(約4.5m=15尺)、梁間2間(約3.6m=12尺)を測る。柱穴には礎石はなく、



第2図 門跡S B 14(四脚門)平面図(S=1/100)

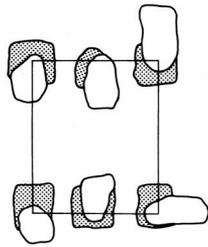
掘立柱建てであったと思われる。

(3)発掘調査で検出されたの四脚門

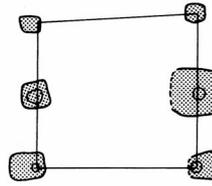
奈良～平安時代の四脚門は、全国各地で数例検出されている(第1表・第3図)。しかし、各地で検出された四脚門は、国府や国分寺などの公的な施設とされている遺跡のみである。また、平安京で検出した右京一条三坊九町邸宅の門跡S B 14以外に、邸宅の門として検出された例はない。

第1表 四脚門検出遺跡一覧表

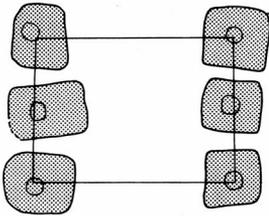
	遺跡名	所在地	位置	構造	桁行	梁行	堀形	時期	備考
1	平安京跡右京一条三坊九・十町	京都府 京都市	南門	掘立	4.5m(15尺)	3.6m(12尺) 1.8mの等間	方形	9世紀 初頭	邸宅跡
2	志波城跡	岩手県 盛岡市	内城 西門	掘立	4.0m(13尺)	3.6m(12尺) 1.7mの等間	方形	9世紀	城柵
3	八森遺跡	山形県 八幡市	政庁 東門	掘立	2.9m(10尺)	3.7m(12尺) 1.5mの等間	方形	9世紀	出羽国衙 ?
4	能登国分寺	石川県 七尾市	南門	掘立	5.1m(17尺)	5.4m(18尺) 2.7mの等間	円形	10世紀 前半	国分寺
5	名生館官衙遺跡 (小館地区)	宮城県 古川市	政庁 南門	掘立	3.0m(10尺)	4.4m(15尺) 2.2mの等間	方形	8世紀	郡衙
6	十三宝塚遺跡	群馬県 境町	政庁 南門	掘立	4.8m(15尺)	4.5m(15尺) 2.25mの等間	方形	9世紀 初頭	郡衙か 寺院跡
7	下総国分尼寺	千葉県 市川市	中門	掘立	3.2m(11尺)	3.0m(10尺) 1.5mの等間	方形	8世紀 中頃	国分尼寺
8	伊賀国府跡	三重県 上野市	政庁 南門	掘立	4.5m(15尺)	3.9m(13尺) 1.95mの等間	方形	9世紀	国衙
9	斎宮跡 (斎宮小学校内)	三重県 明和町	官衙 北門?	掘立	3.4m(11尺)	3.0m(10尺) 1.5mの等間	円形	10世紀	官衙
10	法華寺畑遺跡 (伯耆国分尼寺)	鳥取県 倉吉市	南門	掘立	5.2m(17尺)	3.6m(12尺) 1.8mの等間	方形	8世紀 後半	国庁付属 官衙後に 国分尼寺
			北門	掘立	5.4m(18尺)	3.6m(12尺) 1.8mの等間	方形	8世紀 後半	
			東門	掘立	5.4m(18尺)	3.6m(12尺) 1.8mの等間	方形	8世紀 後半	
			西門	掘立	5.4m(18尺)	3.6m(12尺) 1.8mの等間	方形	8世紀 後半	
11	筑後国府跡 (風祭地区)	福岡県 久留米市	政庁 東門	掘立	4.0m(13尺)	2.6m(9尺) 1.3mの等間	方形	8世紀 前半	国衙
12	大ノ瀬下大坪遺跡 (豊前国上毛郡衙)	福岡県 新吉富村	政庁 南門	掘立	4.5m(15尺)	3.9m(13尺) 1.95mの等間	方形	8世紀 前半～9 世紀初	群衙 (推定)



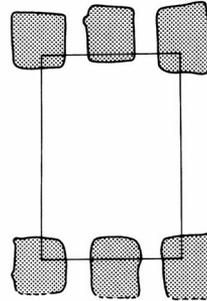
2. 志波城跡(城柵)
西門：9世紀



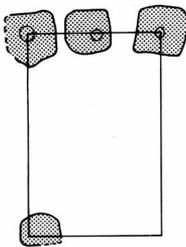
8. 伊賀国府跡(政庁)
南門：9世紀



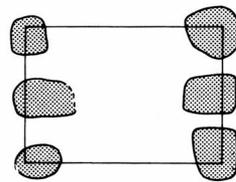
10. 法華寺畑遺跡(伯耆国分尼寺)
北門：8世紀後半



10. 法華寺畑遺跡(伯耆国分尼寺)
東門：8世紀後半



10. 法華寺畑遺跡(伯耆国分尼寺)
西門：8世紀後半



10. 法華寺畑遺跡(伯耆国分尼寺)
南門：8世紀後半

※番号は表1の番号と対応



第3図 各遺跡検出の四脚門(S=1/200)

(4) 邸宅の主

かねてから、右京一条三坊九町の建物群は貴族の邸宅とみられ、「コ」の字型の建物配置や脇殿の左右対称の建物配置は、宮内の内裏内郭や朝堂院の配置に酷似し、寢殿造の祖形との見解がある(第4図)。邸宅の主については、文献には残っていないが、一町分の敷地を占有していることから三位以上の高位高官であったと推定され、位の高い貴族の邸宅であったことがうかがえる。

昭和54・55年度調査(第1～5次)の調査成果から、平良泰久氏は邸宅の性格を次のように述べている。^(注6)建物配置の特徴は、必ずしも官衙的性格を示すものではなく、内裏における天皇の私的居住区(後宮)に酷似する。しかし、「公的施設」——天皇の離宮、妃、夫人、嬪宮、親王宮、内親王宮等——の可能性は否定できない。そしてこの邸宅の「コ」の字型の建物配置の建物群の性格を、一部特権貴族の邸宅ないし天皇家一族の各「宮」と想定している。また、邸宅の主については、候補として桓武天皇の従兄弟で桓武朝政府の実力者であった右大臣神王や大納言志濃王の名を挙げている。

第8・9次調査においても、邸宅の主である貴族の手がかりはみつからなかったが、九町の南辺で門跡を検出したことから、この邸宅の占有地が一町分であったことが立証された。そのことには、一町分の邸宅敷地が邸宅の主の候補選定において確定された一つの要素となる。

3. 寢殿造の祖形とは

(1) 寢殿造の定義

寢殿造という名称は、もうひとつの住宅史上の型である書院造の呼称とともに、沢田名垂の『家屋雑考』(天保13年)の命名以来、名垂が推定した寢殿造の姿は多くの点で修正されたが、総称として今日まで用いられている。

ほとんどの人が「寢殿造」と聞くと、寢殿が宅地の中心にあって、その東西に対屋や中門、中門廊、渡殿などの殿舎が左右対称に整然と建ち列ぶ形式を思い浮かべるであろう。また、寢殿や対屋の前面には大きく展開する池や中島、南庭などを中心とする自然的な庭園が設けられ、儀礼や饗宴、日常的な庭園の観賞などがおこなわれていたと考えるであろう。この寢殿造の定義の根拠となっているのは、文献に残る絵図などや中国から類似した建物配置をもつ住宅様式から引用してつくられている。

しかし、誰もが想像する寢殿造の基本となる建物配置をもつ邸宅跡は未だに確認されていないのが実情である。「寢殿造の祖形」について検討する前に「寢殿造」について少し整理しておきたい。

(2) 寢殿造の源流

これまでに寢殿造のルーツは古代中国にあると考えられてきた。次の建物配置がその典型的な例として挙げられる(第4図)。

a. 陝西省岐山県鳳雛村西周建築

中国において発見された最古の宮殿遺構とされる陝西省鳳雛村の西周時代(前1100~771)の宮殿遺構は、正門を軸線として厳正な左右対称形を保ち、正殿(前堂)の前面には左右を東西廂房、南面を門房で囲まれた中庭(中院)を有するものの、中院は当初から広場や通路を目的に用いられた。その狭い人為的空間は、日本の寢殿造庭園とは根本的な性格上の相違がみられる。紀元前に営まれた鳳雛村の宮殿形式は、その後の宮殿や邸宅の根本をなし、四合院住宅に受け継がれている。

b. 四合院住宅

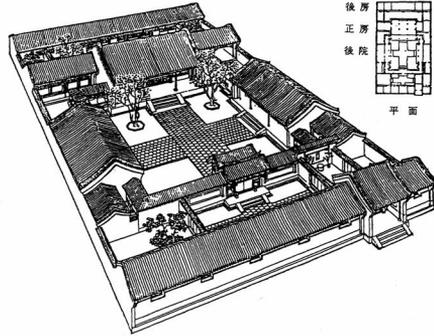
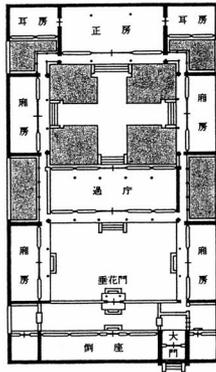
配置としては、前院から垂花門を通り院子(中庭)に入ると、正面に正房があり院子の左右に東西廂房が建つ。そして、垂花門から正房までと、東西廂房に至る通路として十字形に石畳や甃が敷かれている。

寢殿造と異なるのは、正房南側の院子(中庭)には敷石や甃の通路があるため、池などを設けるスペースがないことである。また、周囲は正房や廂房などに囲まれ建物も塀につながり密集した印象を与える。それぞれの空間も厳密に区切られ密閉した住宅形式である。

(3) 寢殿造の形成

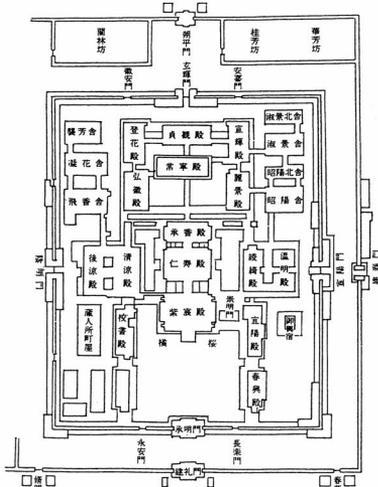
寢殿造については、これまで多くの研究者によって研究されてきた。寢殿造の研究の第一人者である太田静六氏は、^(注7)寢殿造の例として挙げられる東三条殿をはじめ、平安初期~平安末期にいたる数多くの貴族の邸宅についての復原研究をおこない、寢殿造の形成過程ならびに寢殿造が変遷して書院造が成立する過程について述べている。研究の中核をなす部分は、文献と指図に基づいて邸宅を構成する殿舎群の配置、ならびに個々の平面図や建築的な特色を復原することである。氏がおこなった当時の記録に基づく復原によって、寢殿造についてのイメージが明確となった。氏は寢殿造の形成について以下のように論じている。「これまで「寢殿造」の原型となるものは、唐の宮殿であると考えられてきた。それと同じ時期に導入された寺院建築(飛鳥寺・四天王寺・東大寺・唐招提寺など)が、伽藍などの建築様式がそのまま導入されたのに対して、寢殿造は中国からもたらされた宮殿建築を基準としながらも、多分に日本的に変化し日本独特の邸宅建築となった。よって、寢殿造とは古代中国における貴族の邸宅の日本での変化である」と述べている。では、日本の変化とはどういったものなのか。いくつか変化点を要約して挙げてみる。

①土間式ではなく高床式になったこと。→日本の気候上、地熱や地湿などを避けるため。

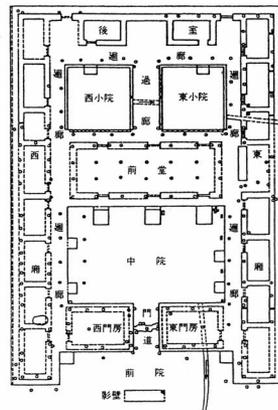


北京の典型的な四合院平面図
(福山敏男「寝殿の祖型と中国住宅」『文化財』210号所収)

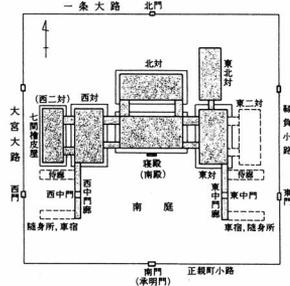
北京の典型的な四合院住宅鳥瞰図
(建築科学研究所編『中国古代建築史』1980年所収)



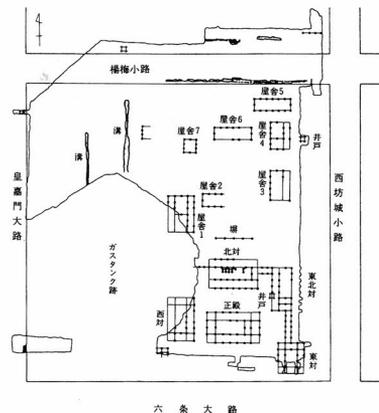
平安京内裏圖(建築学会編『日本建築史図集』所収)



陝西省岐山縣鳳雛村西周建築遺跡圖
(福山敏男「寝殿の祖型と中国住宅」『文化財』210号所収)



北二坊一町(一条院第1期)復元図
(財)古代学協会・古代学研究所編集『平安京提要』所収)



右京六条一坊五町遺構図

第4図 各遺跡の建物配置の形式

②屋根が瓦葺から檜皮葺になったこと。→素木造に瓦を葺くのは重く、屋根構造自体を変えねばならない。

③柱などのすべての木部を丹土塗にせず白木造にしたこと。→日本には檜や杉などの良質の木材があり、木材そのものの質感を活かす風習から。

④屋内に入る際に履き物を脱ぐ日本の慣習を踏襲。→高温多湿である日本の気候風土による気候の相違。

⑤寝所が中国式の寝台ではなく畳上に直接寝る風習を踏襲。→高床式の影響と座式や素足などの日本の生活様式を尊重。

⑥日常生活は唐風の椅子式ではなく座式→日本の日常生活が立式ではなく座式。

⑦家屋全体が中国の密閉式から全面開放式にしたこと。→日本の気候と治安の影響。

⑧中国などの閉鎖的な個室本位から開放的な大部屋式にしたこと。→日本の気候風土の問題や生活様式。

以上に挙げたことは、日本独特の寝殿造の形成上の重要な要素ではあるが、これだけでは寝殿造は成立しないだろう。たとえば、平安京の内裏では紫宸殿や清涼殿以下の御殿は、檜皮葺・高床式の白木造と日本化されているばかりでなく、紫宸殿を中心として営まれた左右対称の配置形式は、寝殿造の形式と類似している点も多いが、大きな違いがみられる。それは寝殿造の形式には、前面に大きく展開する池や中島、南庭などを中心とする自然的な庭園の形成にあると思われる。寝殿や対屋の前面に庭園を設け、儀礼や饗宴、日常における庭園観賞という日本的な考え方が反映していると思われる。そこが一貫して軸線上の南面に正門を開き、厳正な左右対称を最優先させた中国的な配置様式との差と考えられる。

5. まとめ —右京一条三坊九町の邸宅は「寝殿造の祖形」なのか—

右京一条三坊九町の邸宅は、「寝殿造」の流れの中でみた場合、内裏的な様相が強いことから、完成された形式を備えた寝殿造ではなく「寝殿造の祖形」としての位置づけがされた。この意見は、以来古代史・建築学者をはじめとして広く定説化している。

しかし、肝心の形式化された寝殿造の邸宅の遺構が未だに確認されていないのが現状である。発掘調査で検出された平安時代前期の邸宅遺構は、我々が想像する「寝殿造」のイメージとかけ離れている。^(注8)右京一条三坊九町の邸宅においても同様であった。まず第一に、建物配置が完全な左右対称ではない。第二に、正殿の南方に池などの庭園遺構が造られていない。第三に、南門があるなどが挙げられる。

典型的な寝殿造の形式をもつ邸宅遺構が検出されていない現状で、はたして平安時代前期の邸宅遺構の建物配置が「寝殿造の祖形」と統一した形式として呼べるのであろうか。

たとえば、右京六条一坊五町の邸宅遺構についても「寝殿造」のイメージとはかけ離れている(第4図)。正殿の南はすぐに塀がたち、六条大路があるため、池などの庭園が設けられていない。また、脇殿の配置は左右対称ではなかったことが挙げられる。

右京一条三坊九町の邸宅の「コ」の字型の建物配置からみれば、構成は寝殿造に基本的に似ている。しかし、南側に池がなく南に門があるのならば、「寝殿造の相形」とみるよりは中国式の宮殿ないし住宅の形式を受け継いだものが、日本に渡ってきて日本の古来より続く住宅形式や日本の風土・風習によって日本的に変化していく過程の住宅形式と考えられないだろうか。右京一条三坊九町の邸宅などの平安時代前期の邸宅は、住宅形式が日本的に変化・発展していく過程の一例であり、形式としてとらえるものではないと考える。よって、「寝殿造の相形」と1つの形式として呼称するには問題があると思われる。また、寝殿造の定義についても、基本モデルがない以上、何をもって寝殿造であるかの条件の細分化など検討が必要であろう。

(むらた・かずひろ=当センター調査第2課調査第1係調査員)

- 注1 平良泰久・石井清司・常磐井智行「平安京跡(右京一条三坊九町)昭和54年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報』1980-3 京都府教育委員会) 1980
- 注2 平良泰久・伊野近富・常磐井智行・杉本 宏・谷口智樹・村川俊明「平安京跡(右京一条三坊九・十町)昭和55年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報』1981-1 京都府教育委員会) 1981
- 注3 山口 博「平安京跡右京一条三坊九町 昭和59年度発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第16冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1985
- 注4 石井清司「平安京跡右京一条三坊九町(第7次)発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第28冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 1988
- 注5 村田 和弘「平安京跡右京一条三坊九・十町(第8・9次)発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第92冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2000
- 注6 注1・2文献に同じ
- 注7 太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館) 1987
- 注8 京楽真帆子「コラム・「寝殿造」はなかった」(『歴史を読みなおす12~洛中洛外・京は“花の都”か』朝日百科日本の歴史別冊 朝日新聞社) 1994